

旅館業法の概要【昭和23（1948）年法律第138号】

※ 法律制定の背景 <「公共機関」の整備、「衛生環境」の整備の側面>

- 戦後の衛生環境の悪化
- 衛生思想の確立
- 治安維持や風俗の取締り

目的（法第1条）

- 旅館業の業務の適正な運営を確保すること等により、**旅館業の健全な発達を図る**とともに、旅館業の分野における利用者の需要の高度化及び多様化に対応したサービスの提供を促進し、もつて**公衆衛生及び国民生活の向上に寄与**すること。

営業者

- 営業の許可（第3条）
許可を受けて営業
- 営業者の責務（第3条の4）
安全・衛生の水準の維持・向上
サービスの向上に努める義務
- 営業者の講ずべき衛生措置（第4条）
換気、採光、清潔等の宿泊者の衛生
に必要な措置を講じる義務
- 宿泊拒否の制限（第5条）
- 宿泊者名簿の備え付け義務（第6条）

都道府県知事

（保健所設置市長、特別区長）

- 営業許可（第3条）
- 報告徴収・立入検査の権限（第7条）
- 基準に適合しなくなつたと認める場合
の改善命令（第7条の2）
- 営業の許可の取消又は営業の停止
（第8条）
法律又は法律に基づく処分に違反し
たときなどに命ずることが可能

旅館業の種別（3営業種）

①旅館・ホテル営業：約5万1千件（R1）

施設を設け、宿泊料を受けて、人を宿泊させる営業で、簡易宿所営業及び下宿営業以外のもの。

②簡易宿所営業：約3万7千件（R1）

宿泊する場所を多数人で共用する構造及び設備を主とする施設を設け、宿泊料を受けて、人を宿泊させる営業で、下宿営業以外のもの。

③下宿営業：約7百件（R1）

施設を設け、1月以上の期間を単位とする宿泊料を受けて、人を宿泊させる営業。

（参考）住宅宿泊事業（民泊）：約1万9千件（R3）

旅館業の営業者以外の者が宿泊料を受けて住宅に人を宿泊させる事業であって、人を宿泊させる日数が1年間で180日（泊）を超えないもの。

旅館業及び住宅宿泊事業の主な規制内容

	旅館業			住宅宿泊事業
	旅館・ホテル営業	簡易宿所営業	下宿営業	
定義	○施設を設け、宿泊料を受けて、人を宿泊させる営業で、簡易宿所営業及び下宿営業以外のもの。	○宿泊する場所を多数人で共用する構造及び設備を主とする施設を設け、宿泊料を受けて、人を宿泊させる営業で、下宿営業以外のもの。	○施設を設け、1月以上の期間を単位とする宿泊料を受けて、人を宿泊させる営業。	○旅館業の営業者以外の者が宿泊料を受けて住宅に人を宿泊させる事業であって、人を宿泊させる日数1年間で180日(泊)を超えないもの。
玄関帳場(フロント)	○	×	×	×
面積基準	7㎡以上/室 (寝台有の場合は9㎡以上/室)	33㎡以上/室 (10人未満は3.3㎡×人数 以上)	無	1人当たり3.3㎡以上
住専地域での実施	×	×	○	○ (ただし、条例により規制可能)
許認可等	許可			届出
日数制限	×			年間180日以内 (ただし、条例により規制可能)
住民とのトラブル防止措置	×			○ 標識掲示、苦情対応
公衆衛生の確保	○適当な換気、採光、照明、防湿及び排水の設備を有すること。 ○当該施設に近接して公衆浴場がある等入浴に支障をきたさないと認められる場合を除き、宿泊者の需要を満たすことができる適当な規模の入浴設備、適当な規模の洗面設備、適当な数の便所を有すること。			○定期的な清掃及び換気 ○台所、浴室、便所、洗面設備等当該家屋を生活の本拠として使用するために必要な設備が設けられていること。

旅館業法の一部を改正する法律の概要

(平成29年12月8日成立、12月15日公布)

改正の趣旨

旅館業の健全な発達を図り、公衆衛生及び国民生活の向上に寄与するため、ホテル営業及び旅館営業の営業種別を旅館・ホテル営業へ統合して規制緩和を図るとともに、無許可営業者に対する都道府県知事等による報告徴収及び立入検査等の創設及び罰金の上限額の引上げ等の措置を講ずる。

改正の概要

1. ホテル営業及び旅館営業の営業種別の旅館・ホテル営業への統合

ホテル営業及び旅館営業の営業種別を統合し、旅館・ホテル営業とする。

2. 違法な民泊サービスの広がり等を踏まえた無許可営業者等に対する規制の強化

- (1) 無許可営業者に対する都道府県知事等による報告徴収及び立入検査等の権限規定の措置を講ずる。
- (2) 無許可営業者等に対する罰金の上限額を3万円から100万円に、その他旅館業法に違反した者に対する罰金の上限額を2万円から50万円に引き上げる。

3. その他所要の措置

旅館業の欠格要件に暴力団排除規定等を追加

施行期日

公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日(平成30年6月15日)

旅館業法の主な改正等について

【昭和23年】

- 7月12日 旅館業法（昭和23年法律第138号）制定
- 7月24日 旅館業法施行規則（昭和23年厚生省令第28号）制定

【昭和32年】

- 6月15日 旅館業法の一部改正
 - 新たに風俗的見地を加味した規制を行うこととし、営業施設の水準の向上を期するため、構造設備の基準を設けるとともに、旅館業の種別に簡易宿所営業を追加。
 - 学校のおおむね100メートルの区域内の施設に許可を与える場合、教育委員会、校長等に意見を求める規定を追加。
- 6月21日 旅館業法施行令（昭和32年政令第152号）制定
 - 構造設備基準を設定。
- 8月1日 旅館業法施行規則の一部改正
 - 構造設備基準に関する特例措置の追加。
キャンプ場、スキー場、海水浴場等の季節営業などの特例措置を追加。

【昭和43年】

- 6月10日 旅館業法施行規則の一部改正
 - 旅館業法第3条第3項の規定により都道府県知事が市町村の教育委員会の意見を求める際の手続きを追加。

【昭和45年】

- 5月18日 旅館業法の一部改正
 - 風紀上、教育上の観点から児童福祉施設等のおおむね100メートルの区域内の施設に許可を与える場合、行政庁等に意見を求める規定を追加。
- 7月6日 旅館業法施行令の一部改正
 - 風紀上、教育上の観点から旅館業の営業施設の設置場所に関する規定を設けるとともに、ホテル営業及び旅館営業の構造設備基準に「玄関帳場その他これに類する設備」を追加。
- 7月6日 旅館業法施行規則の一部改正
 - ホテル営業及び旅館営業の構造設備基準に「玄関帳場その他これに類する設備」を追加したことに伴う改正。

【平成8年】

- 6月21日 旅館業法の一部改正
 - 旅館業の健全な発達を図るとともに、利用者の需要に対応したサービス提供を促進することを法律の目的に加え、営業者の責務等を追加。

【平成15年】

- 3月25日 旅館業法施行規則の一部改正
 - 旅館業法施行規則第5条の構造設備の特例の対象に「農林漁業体験民宿業を営む施設」を追加。（簡易宿所の構造設備基準「客室延床面積33㎡以上」を適用しない。）

【平成17年】

- 1月24日 旅館業法施行規則の一部改正
 - ・宿泊者名簿に記載すべき事項として、国籍、旅券番号等を追加。

【平成24年】

- 3月30日 旅館業法施行規則の一部改正
 - ・旅館業法施行規則第5条の構造設備の特例の対象に「伝統的建造物」を追加。
(旅館営業の構造設備基準「玄関帳場その他これに類する設備を有すること」を適用しない。)

【平成28年】

- 3月30日 旅館業法施行令の一部改正
 - ・10人未満の簡易宿所営業の営業許可要件を緩和。
(客室延面積33㎡以上 → 10人未満の場合は、1人当たり3.3㎡×宿泊者数以上)。
- 3月31日 旅館業法施行規則の一部改正
 - ・農林漁業体験民宿業の営業者の対象範囲の拡大
(農林漁業者 → 農林漁業者又は農林漁業者以外の者(個人に限る。)に拡大。)

【平成29年】

- 12月15日 旅館業法の一部改正
 - ・ホテル営業及び旅館営業の営業種別を旅館・ホテル営業に統合。
 - ・無許可営業者に対する報告徴収、立入検査及び緊急命令を創設。
 - ・無許可営業者等に対する罰金の上限額を3万円から100万円に、その他旅館業法に違反した者に対する罰金の上限額を2万円から50万円に引上げ。
 - ・旅館業の欠格要件に暴力団排除規定等を追加。

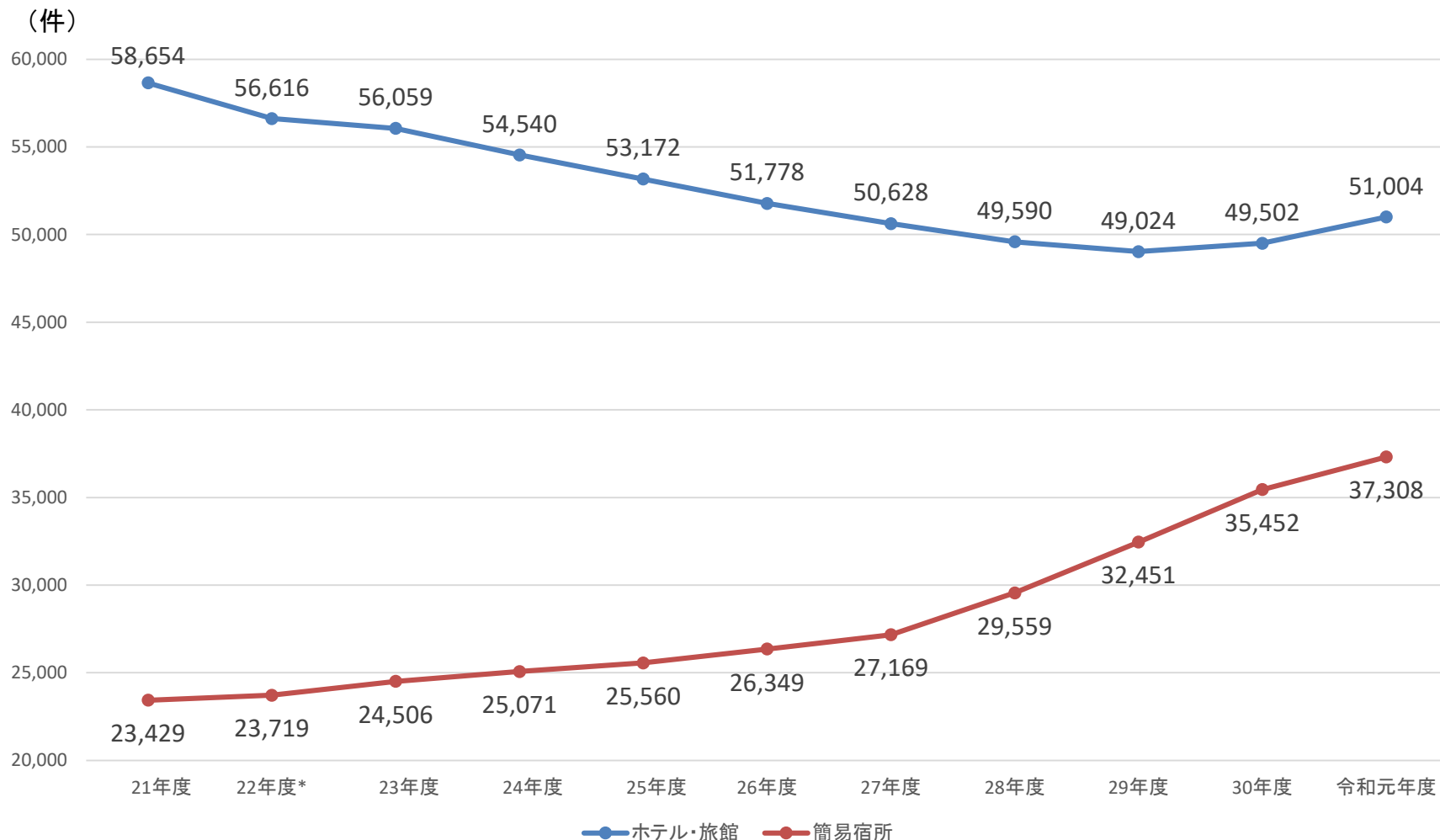
【平成30年】

- 1月31日 旅館業法施行令の一部改正
 - ・旅館・ホテル営業の構造設備の基準を設定。
(客室の最低数、寝具の種類、客室の境の種類、便所・入浴設備の具体的要件の撤廃、1客室の床面積は7㎡(寝台を置く客室は9㎡)以上等)
- 1月31日 旅館業法施行規則の一部改正
 - ・宿泊者名簿は、正確な記載を確保するための措置を講じた上で作成、3年間保存。
 - ・旅館・ホテルの玄関帳場等に代替する機能を有する設備の基準を設定。
(① 事故が発生したときその他の緊急時における迅速な対応を可能とする設備を備えていること、
② 宿泊者名簿の正確な記載、客室の鍵の宿泊者との適切な受け渡し及び宿泊者以外の者の出入りの状況の確認を可能とする設備を備えていることの2要件を満たすこと)。

旅館業の許可物件の年次推移

○「ホテル・旅館」は約5万件、「簡易宿所」は約3万5千件。

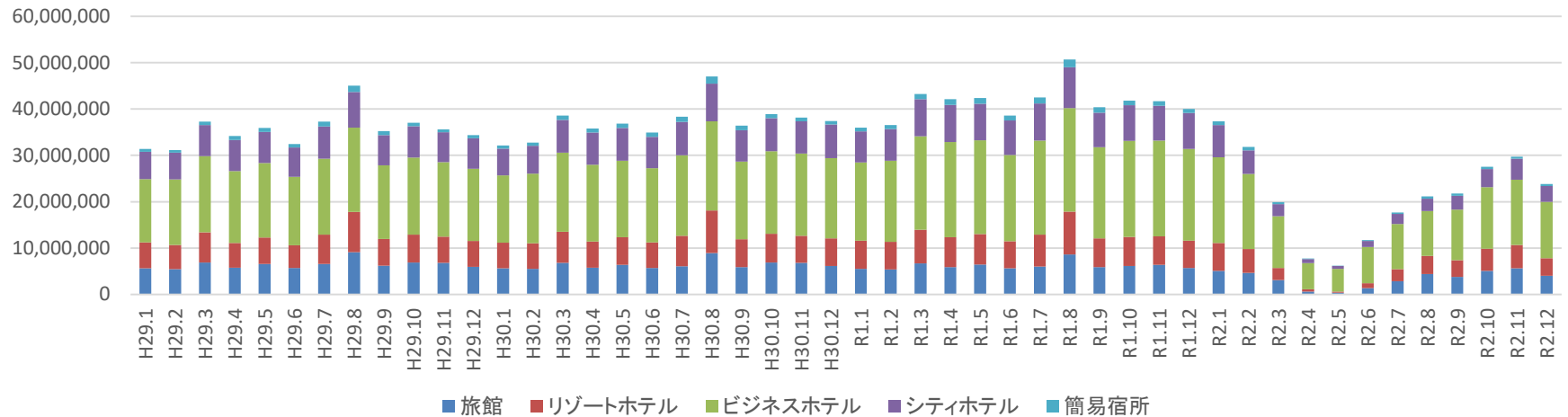
○簡易宿所は増加傾向。



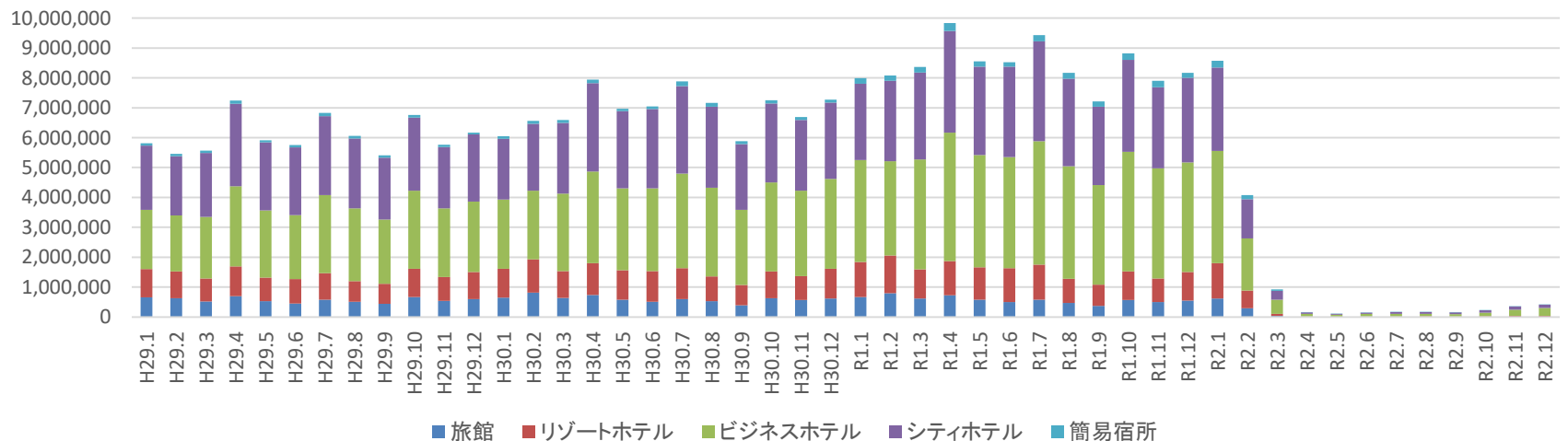
旅館業の宿泊者数の推移

○ 「簡易宿所」の利用者数は、「旅館」、「リゾートホテル」、「ビジネスホテル」、「シティホテル」に比べて少ない。

宿泊者数(月別)



外国人宿泊者数(月別)



旅館業の定義

- 一. 「旅館業」とは、
「施設を設け、宿泊料を受けて、人を宿泊させる営業」であること。
- 二. 「宿泊」とは、
「寝具を使用して施設（ホテル、旅館等）を利用すること」とされている。
- 三. 「営業」とは、
施設の提供が、「社会性をもって継続反復されているもの」に該当するかどうか。
- 四. 「人を宿泊させる営業」とは、アパート等の貸室業との関連でみると、
 - ① 施設の管理・経営形態を総合的にみて、宿泊者のいる部屋を含め施設の衛生上の維持管理責任が営業者にあると社会通念上認められること。
 - ② 施設を利用する宿泊者がその宿泊する部屋に生活の本拠を有さないことを原則として、営業しているものであること。

の2点に該当するか否かで判断している。

(注) 「宿泊料を受けること」が要件となっており、宿泊料を徴収しない場合は、旅館業法の適用を受けない。